

ほがらか福祉用具

特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社セカンドが開設するほがらか福祉用具（以下「事業所」という。）が行う特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売を提供することを目的とする。

(事業の基本方針)

- 第2条 特定福祉用具販売において、事業所の専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。
- 2 特定介護予防福祉用具販売において、事業所の専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を販売することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとする。
- 3 本事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ほがらか福祉用具
- (2) 所在地 広島市佐伯区五日市七丁目14番10号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員、専門相談員と兼務）

管理者は、事業所の従業者及び業務の実施状況の把握、その他の業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たるものとする。

管理者は、サービス提供の場面等で生じる事象を適時、適切に把握しながら、職員および業務の一元的な管理・指揮命令を行う。

ただし、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等での兼務も行えるものとする。

(2) 専門相談員 3人 (常勤兼務1名)

専門相談員は、特定福祉用具販売計画及び特定介護予防福祉用具販売計画の作成・変更等を行い、特定福祉用具の販売及び特定介護予防福祉用具の販売を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の休日及び8月13日から8月15日と12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時とする。

(事業の提供方法)

第6条 事業所で行う特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供方法は次のとおりとする。

- 2 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて選定し、使用できるよう専門的知識に基づき、使用方法の指導、留意事項、販売費用等に関する情報を提供する。
- 3 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。

(特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具の品名及び販売費用の額等)

第7条 事業所において取り扱う特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具の種目は次のとおりである。

- ① 腰掛便座
 - ② 入浴補助用具
 - ③ 簡易浴槽
 - ④ 移動用リフトの吊り具の部分
- 2 特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具を販売した場合の利用料の額は、カタログによるものとする。
 - 3 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり20円徴収する。
 - 4 特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合(クレーン車使用など)に要する費用については、実費とする。
 - 5 第3項及び第4項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
 - 6 特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具の販売に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対

し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施区域）

第8条 通常の事業の実施地域は広島市佐伯区、西区、廿日市市（宮島を除く）の区域とする。

（高齢者虐待防止のための措置に関する事項）

第9条 事業所は、高齢者虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の牛のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における高齢者虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、高齢者虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置すること。

（身体拘束等の適正化の推進）

第10条 事業所は、利用者またはほかの利用者等の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととする。

身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（事故発生時の対応）

第11条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等に報告を行うものとする。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（苦情処理）

第12条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売に関し、法第23条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、市町村から指導又は助言を受けた場合は、

当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、専門相談員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 従業者に身分を証明する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示するものとする。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 事業所は、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売に関する記録を整備し、サービスを提供した日（計画にあっては当該計画の完了の日）から5年間保存するものとする。
- 6 福祉用具の保管については、次の事業者へ委託する。
株式会社日本ケアサプライ
東京都港区芝大門一丁目1番30号
- 7 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は有限会社セカンドと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

この規程の一部を改訂し、令和6年5月1日から実施する。

ほがらか福祉用具

指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社セカンドが開設するほがらか福祉用具（以下「事業所」という。）が行う指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を提供することを目的とする。

(運営の基本方針)

- 第2条 指定福祉用具貸与の提供に当たって、事業所の専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。
- 2 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たって、事業所の専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとする。
- 3 本事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ほがらか福祉用具
- (2) 所在地 広島市佐伯区五日市七丁目14番10号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員、専門相談員と兼務）

管理者は、事業所の従業者及び業務の実施状況の把握、その他の業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たるものとする。

管理者は、サービス提供の場面等で生じる事象を適時、適切に把握しながら、職員および業務の一元的な管理・指揮命令を行う。

ただし、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等での兼務も行えるものとする。

(2) 専門相談員 3名（常勤兼務1名）

専門相談員は、福祉用具貸与計画（介護予防福祉用具貸与計画）の作成・変更等を行い、指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の休日及び8月13日から8月15日と12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

（事業の提供方法）

第6条 事業所で行う指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供方法は次のとおりとする。

- 2 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用法の指導を行う。
- 3 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

（指定特定福祉用具の品名及び販売費用の額等）

第7条 事業所において取り扱う指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の種目は次のとおりである。

- ① 車いす
- ② 車いす付属品
- ③ 特殊寝台
- ④ 特殊寝台付属品
- ⑤ 床ずれ予防用具
- ⑥ 体位変換器
- ⑦ 手すり
- ⑧ スロープ
- ⑨ 歩行器
- ⑩ 歩行補助つえ

- ⑪ 認知症老人徘徊感知器
- ⑫ 移動用リフト（つり具の部分を除く。）
- ⑬ 介助用ベルト

2 指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

3 サービスの利用開始月及び終了月の利用料は、次のとおりとする。

利用開始又は終了の時期	利用料
利用開始日が開始月の 15 日以前の場合	1 ヶ月の利用料の全額
利用開始日が開始月の 16 日以降の場合	1 ヶ月の利用料の半額
利用終了日が終了月（解約・入院・入所等）の 15 日以前の場合	1 ヶ月の利用料の半額
利用終了日が終了月（解約・入院・入所等）の 16 日以降の場合	1 ヶ月の利用料の全額
利用開始日と終了日が同月の場合	1 ヶ月の利用料の全額

4 第 8 条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1 キロメートルあたり 20 円徴収する。

5 指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の搬入に特別な措置が必要な場合（クレーン車使用など）に要する費用については、実費とする。

6 第 4 項及び第 5 項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

7 指定福祉用具及び介護予防福祉用具の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

8 法定代理受領サービスに該当しない指定福祉貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る利用料の支払いを受けた場合は、指定福祉貸与及び介護予防福祉用具貸与の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第 8 条 通常の事業の実施地域は、広島市佐伯区、西区、廿日市市（宮島を除く）の区域とする。

（高齢者虐待防止のための措置に関する事項）

第 9 条 事業所は、高齢者虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の牛のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 事業所における高齢者虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業員に対し、高齢者虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置すること。

（身体拘束等の適正化の推進）

第10条 事業所は、利用者またはほかの利用者等の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととする。

身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（事故発生時の対応）

第11条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等に報告を行うものとする。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（苦情処理）

第12条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与に関し、法第23条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその

代理人の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、専門相談員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 従業者に身分を証明する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示するものとする。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 事業所は、指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与に関する記録を整備し、サービスを提供した日（計画にあつては当該計画の完了の日）から5年間保存するものとする。
- 6 福祉用具の消毒及び保管については、次の事業者に委託する。
株式会社日本ケアサプライ
東京都港区芝大門一丁目1番30
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社セカンドと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

この規程の一部を改訂し、令和6年5月1日から実施する。